

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項の規定により、特定事業の実施に関する方針を定めましたので、同条第 3 項の規定により、別冊のとおり公表します。

令和 5 年 6 月 1 4 日

中部地方整備局長 稲田 雅裕

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル
運営等事業

実施方針

令和5年6月
国土交通省 中部地方整備局

— 目 次 —

1. 特定事業の選定に関する事項	1
1.1 特定事業の事業内容に関する事項	1
1.2 特定事業の選定方法に関する事項	7
2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項	7
2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	7
2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項	7
2.3 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項	9
2.4 提出書類の取り扱い	11
3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	11
3.1 民間事業者の責任の明確化に関する事項	11
3.2 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き	12
3.3 モニタリングに関する事項	12
4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	13
4.1 本事業の事業場所	13
4.2 本事業の対象施設	13
5. 実施契約等に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	14
5.1 実施契約等に定めようとする事項	14
5.2 疑義が生じた場合の措置	14
5.3 管轄裁判所の指定	14
6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	15
6.1 本事業の継続が困難となった場合の措置	15
6.2 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合	15
7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	15
7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項	15
7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項	15
7.3 その他の支援に関する事項	15
8. その他特定事業の実施に関し必要な事項	16
8.1 本事業に関する事項	16
8.2 今後のスケジュール（予定）	16
8.3 情報提供	16
8.4 問合せ先	16

別紙 1 リスク分担表

様式 1 実施方針等に関する質問書・意見書

様式 2 個別対話申込書

参考資料 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画

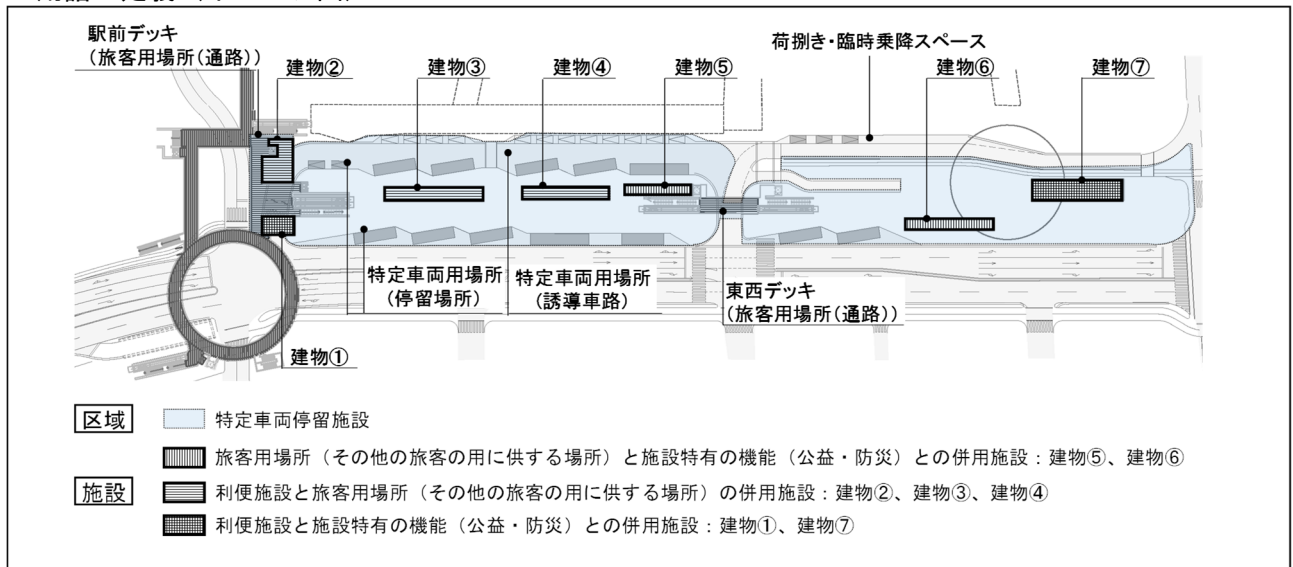
用語の定義

用語	定義
本事業	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」（以下、「PFI 法」という。）に基づく特定事業。「一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業」として、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業で構成される。
開業準備	本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備及びその関連業務をいう。
バスターミナル運営等事業	バスターミナルのうち、特定車両停留施設において実施される維持管理業務及び運営業務に係る事業。
利便増進事業	本事業のうち、バスターミナル運営等事業と一体として、事業者が自らの責任と費用により実施する事業。
開業準備期間	事業者が開業準備を実施する内装整備期間をいい、基本協定の締結日から、運営権存続期間の開始日の前日までの期間。
運営権存続期間	事業者が運営権に基づきバスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する期間をいい、実施契約の締結日から、運営権存続期間の終了日までの期間。
事業期間	開業準備期間と運営権存続期間を合わせた、本事業全体の事業期間。
ECI 事業	「一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事」及び「一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務」として、バスターミナルの設計・工事を行う事業（一般国道 1 号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業）。「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）」（以下、「品確法」という。）に基づく「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」で国が発注する。
バスターミナル	特定車両停留施設及び荷捌き・臨時バス乗降スペースを含む道路で構成される。
特定車両停留施設	特定車両停留施設とは、「道路法（昭和 27 年法律第 180 号）」第 2 条第 2 項第 8 号の道路の附属物である。 バス・タクシー等の事業者専用の停留施設。道路管理者が、特定車両の中から当該施設を利用することができる車両の種類を指定、公示する。 本事業では近鉄四日市駅方面へ接続する駅前デッキ、東西の交通島を立体横断する東西間デッキ、バスシェルター、旅客の用に供する建築物による施設。特定車両用場所、旅客用場所及びその他設備で構成される。
運営権設定対象施設	バスターミナル内の施設のうち、運営権を設定する施設をいう。本事業では特定車両停留施設内の全ての施設が運営権設定対象施設となる。
特定車両用場所	特定車両停留施設のうち、誘導車路、停留場所、その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所。
旅客用場所	特定車両停留施設のうち、乗降場、旅客通路、その他の旅客のために供する場所。乗降場、通路、その他の旅客のために供する場所で構成される。
利便施設	旅客用場所に設置される施設のうち、飲食・物販施設（店舗）、自動販売機等の利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、事業者が自らの責任と費用により運営等を行う道路占有物をいう。
設計・施工関与	事業者は ECI 事業にて実施するバスターミナル全般への設計・施工関与を目的として、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する事業者として、設計図書等の内容確認、施工段階の内容確認、設計協議会・現場定例会等への参加や意見、提案を行うことができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。
内装整備	特定車両停留施設に入居する事業者、バス事業者、賑わい施設事業者が運営を実施するにあたり、C 工事として自らの費用負担で実施する設計、施工、工事監理のこと。
民間事業者	一般的な民間事業者。

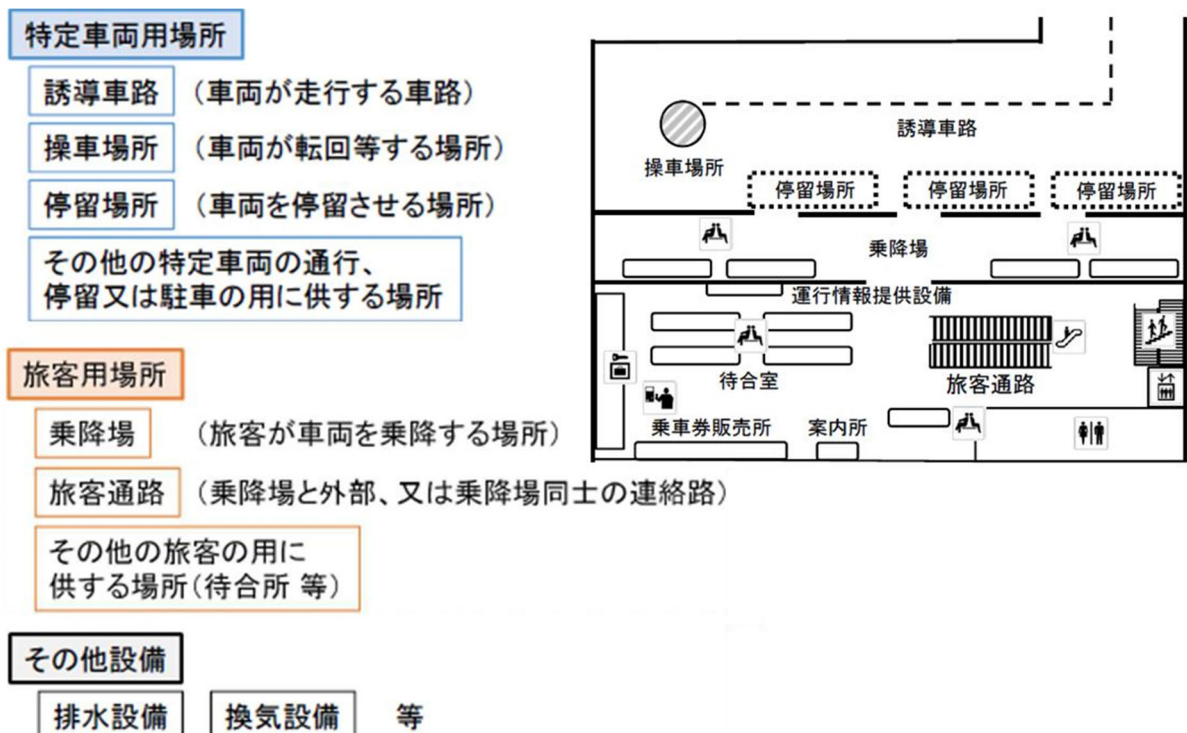
用語	定義
応募者	本事業に応募する民間事業者。開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する予定の単体企業又は複数の企業によって構成されるグループ。
特定者	外部有識者会議による審査を受け、国により選定された民間事業者。
事業者	本事業の実施に際して、国によって選定され、国との間で基本協定及び実施契約を締結する単体の企業又は企業グループをいう。なお、契約の相手方は、本事業の実施のみを目的として設立された特別目的会社（SPC（Special Purpose Company））（以下、「SPC」という。）を基本とする。ただし、SPC を設立しない場合は、共同企業体若しくは単体の企業と契約等を締結する。
バス運行事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、バスを運行する民間事業者。
バス事業者	特定車両停留施設の運営のうち、バスの運行に関わるものに参画する民間事業者。特定車両停留施設へテナントとして入居する。
賑わい施設事業者	利便施設として、飲食・物販施設（店舗）を運営する民間事業者。特定車両停留施設へテナントとして入居する。
タクシー事業者	特定車両停留施設に特定車両を停留させる、タクシーを運行する民間事業者。
国	国土交通省中部地方整備局。
市	四日市市。
運営権	運営権設定対象施設を対象として事業者に対して設定する公共施設等運営権（PFI 法第 2 条第 7 項で定義するものをいう。）。
大規模修繕	本業務では、大規模修繕は事業の対象外とする。大規模修繕とは下記に記載の内容とする。 （土木）：舗装の補修（オーバーレイ工法といった、舗装の回復、強化を行う工法）、区画線・標識等の修繕をいう。 （建築）：建築の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいう。 （電気）：機器、配線の全面的な更新を行う修繕をいう。 （機械）：機器、配管の全面的な更新を行う修繕をいう。
総括代理人	本事業の総括を行う者。バスターミナル運営等事業及び利便増進事業全体を管理・監督する。
中央通り再編関係者調整会議	市の中央通りや近鉄四日市駅及び JR 四日市駅の駅前広場整備その他関連する周辺における整備・再編に向けて、有識者、交通関係者、商工関係者、市民および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行うことを目的とした会議。事務局は市。なお、中央通り再編にかかるデザインの検討を行うデザインワーキンググループを同会議内に設置している。
近鉄四日市駅バスターミナル検討部会	有識者、交通関係者および行政等が、さまざまな立場や観点から幅広く意見交換を行い、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」の具体化を図ることを目的とした会議。国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所及び市が事務局。
近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画	近鉄四日市駅周辺交通結節点の整備方針を踏まえ、近鉄四日市駅バスターミナル検討部会において検討し、バスターミナルの基本目標、区域・施設配置の概要、整備効果等についてとりまとめた整備計画。国土交通省・三重県・市が策定。
中央通り再編基本計画	近鉄四日市駅及び JR 四日市駅の駅前広場や歩行空間等の整備・高次都市機能集積による『居心地が良く歩きたくなる魅力的なまちなかの形成』に向けて、中央通り再編関係者調整会議において検討し、近鉄四日市駅周辺等整備事業の推進を図る基本計画。市が策定。
近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事に関する技術協力業務	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事を行うため、品確法に基づく「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」で市が発注した業務（以下、「市の ECI 事業」という。）。 本バスターミナルは同事業の駅東側直線デッキ・駅東側円形デッキと接続する。

用語	定義
くすの木パーキング	本事業地の地下に設置されている地下駐車場。(以下、地下駐車場とする) バスターミナル内には地下駐車場への車両進入路が設置される他、歩行者用の階段やエレベーターが設置される。地下駐車場への地下進入路は本事業の対象外。
観光案内所	バスターミナル内の施設に入居するが、本事業とは別途、市（もしくは観光協会）が直接内装整備及び運営・維持管理を行う。
実施方針等	主に実施方針と要求水準書（案）で構成される一式資料のこと。実施方針は別紙 1 リスク分担表（案）、様式 1 実施方針等に関する質問書・意見書、様式 2 個別対話申込書、参考資料 1 近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画より構成される。要求水準書（案）及び添付資料 1～10 より構成される。

■用語の定義（イメージ図）



特定車両停留施設については、下記もご参照ください。



※出典：令和 2 年度道路法改正内容説明会 資料を一部加筆修正

1. 特定事業の選定に関する事項

1.1 特定事業の事業内容に関する事項

(1) 事業名称

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業

(2) 公共施設等の管理者等

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

(本事業について国土交通大臣の事務を分掌する者 中部地方整備局長 稲田 雅裕)

(3) 事業に供される公共施設の種類

- ・道路法（昭和27年法律第180号）」（以下、「道路法」という。）上の道路の附属物（特定車両停留施設）
- ・道路法上の道路（運営権設定対象施設として特定車両停留施設と一体で設定する道路）

(4) 事業目的

バスタプロジェクトは、道路管理者が主体となって行う集約型公共交通ターミナル（バス）の整備・マネジメントを行い、地域における課題を解決するとともに、みち・えき・まちが一体となった新たな空間を官民連携により創出して、道路ネットワークの機能を最大限発現し、地域の活性化や災害対応の強化、生産性の向上の実現を図る未来志向の新たな取組として現在国で推進している事業である。

本事業の対象である市の近鉄四日市駅周辺では、基盤整備・まちづくりについて、これまで市により中心市街地における望ましい交通結節点の在り方について官民連携で検討が行われ、平成30年12月に「近鉄四日市駅周辺等整備基本構想」が策定されている。

このような状況を踏まえ、国ではバスタプロジェクトとして近鉄四日市駅周辺における交通結節機能の強化や公共交通等の利便性向上を図るため、「近鉄四日市駅周辺における交通結節点整備計画」を策定し、関係機関との調整を行い機能配置、デザイン検討、運用方法等の具体化を図ってきた。

本事業は、これらの検討を踏まえ国が整備する近鉄四日市駅周辺における交通結節点（バスターミナル）について、民間事業者に運営権を設定し、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、交通結節点（バスターミナル）の効率的かつ効果的な維持管理・運営事業の実施を図ることを目的として行うものである。

(5) 事業方式

本事業では、近鉄四日市駅前のバスターミナル主要部を道路法上の特定車両停留施設として整備後、バスターミナル運営等事業については国が運営権設定対象施設について事業者に対して運営権を設定し、国と事業者の間で締結する実施契約の定めるところにより、事業者が、バス運行事業者等の施設利用者から徴収する停留料金等により実施する方式とする。

なお、本事業のバスターミナルの設計・施工は、ECI事業にて行われるが、事業者の立場からECI事業におけるバスターミナル全般への設計・施工に関与でき、国に意見、提案ができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。そのほか、事業者・バス事業者・賑わい施設事業者が自らの責任と費用により運営する施設の内装整備を行うものとする。

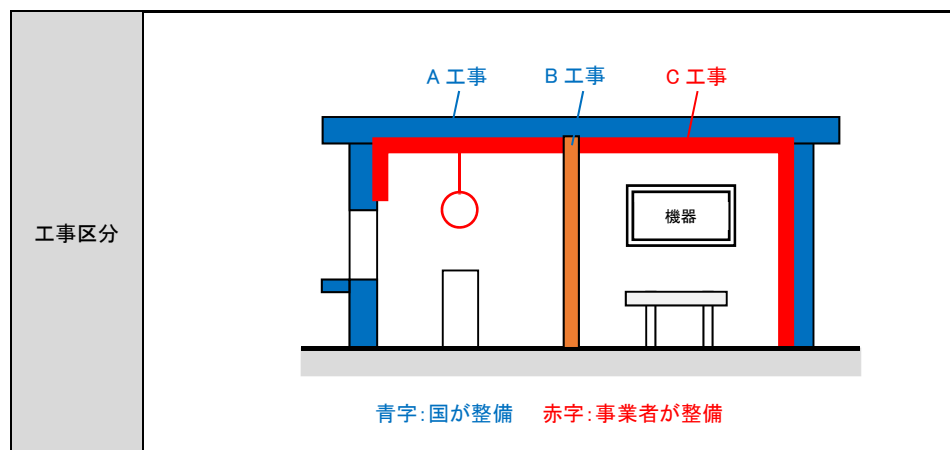
(6) 事業範囲

本事業の範囲は、以下のとおりとする。

なお、本事業では、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する。

a) 開業準備

- ・バス事業者・賑わい施設事業者がテナント入居するために必要となる、内装整備及びその関連業務を行う。
(※) 本事業では、特定車両停留施設の建築本体の工事（以下、「A 工事」という。）及び A 工事に対する追加変更工事（以下、「B 工事」という。）は国が ECI 事業にて設計・施工する。
- ・事業者は、A 工事及び B 工事以外の工事（以下、「C 工事」という。）及び機器・什器の持ち込みを自らの費用で設計・施工するものとする。設計・施工の工事区分に関する詳細は、募集要項等公表時に示す【添付資料 4】「設計・施工工事区分表」を参照すること。
- ・また、事業者は、バスターミナル運営等事業の実施にあたり、ECI 事業の設計・施工に関与でき、国に意見、提案ができる。ただし、意見等の反映是非については、国が判断する。



b) バスターミナル運営等事業

① 維持管理業務

- ・建築物点検保守管理業務
- ・建築設備点検保守管理業務（バス管制設備を含む）
- ・車路点検保守管理業務
- ・外構施設点検保守管理業務
- ・什器・備品維持管理業務
- ・警備業務
- ・清掃業務
- ・植栽維持管理業務
- ・経常修繕業務
- ・交通事故復旧業務
- ・設備等更新業務（バス事業者・賑わい施設事業者の追加整備部分）

※大規模修繕は業務の対象外とする

② 運営業務

- ・運行管理業務（運行ダイヤ調整、運行管理等）
- ・料金徴収業務（停留料金の設定、届出、收受等）
- ・安全対策業務
- ・利用者対応業務（チケット販売の整理及び運営、利用者案内・対応、苦情への対応等）
- ・主催業務
- ・誘致業務
- ・デジタル化対応業務
- ・危機管理対応業務

- ・バス便の移行調整業務（会議への参加、移行対象バス以外の取扱い検討等）
- ・その他関連業務（供用約款の策定、広報活動、近鉄四日市駅周辺におけるエリアマネジメント活動への参加等）

c) 利便増進事業

事業者及び賑わい施設事業者は、本事業の事業期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、利便施設の開業準備、運営について、実施義務を負うもののほか、関連法令を遵守し、バスターミナル機能を阻害せず、風俗営業その他これに類するものや暴力団の事務所その他これに類するものに当てはまらず、公序良俗に反しない範囲において、自らの責任と費用により、自らが必要と考える事業・業務を任意に行うことができるものとする。なお、事業者は利便施設の運営等の実施にあたり、ECI事業の設計・施工に関与できる。

- ・利便施設の運営
- ・事業者等が必要と考え、任意で行う事業・業務

なお、事業者は、原則として、毎年度、占用料を国に納付するものとする。詳細は、募集要項等公表時に示す。

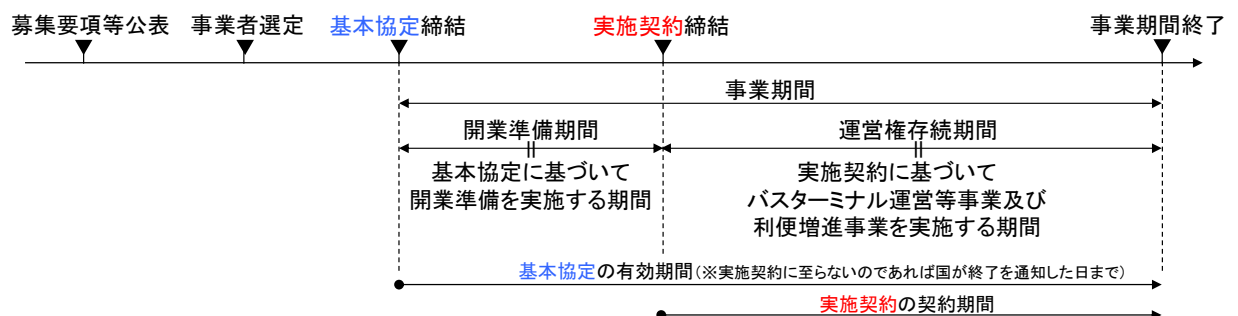
(7) 荷捌き・臨時バス乗降スペースの取扱い

平時の荷捌き・臨時バス乗降スペースは、荷捌きを目的として市が運用する。ただし、災害発生時等の緊急時においては、必要に応じて臨時のバス乗降スペースとして使用することができる。荷捌き・臨時バス乗降スペースの緊急時の運用の詳細については、国、市及び事業者が協議して定めるものとする。

(8) 事業期間

本事業の事業期間のうち、運営権存続期間は30年間とする。

本事業は、事業者が開業準備を実施する期間（以下、「開業準備期間」という。）及び事業者が運営権に基づき、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を実施する期間（以下、「運営権存続期間」という。）で構成される。開業準備期間は、基本協定の締結後、内装整備が完了し、入居が可能となる日までとする。運営権存続期間は、実施契約の締結日から本事業が終了するまでとする。



(9) 運営権対価の支払い

本事業に係る運営権の設定に対する対価は0円とする。

(10) 事業者の収入

a) 停留料金の設定及び收受

事業者は、道路法第 48 条の 35 第 2 項に基づき、自らの経営判断により、下記の条件を充足する範囲内で特定車両停留施設に係る停留料金を設定する。

- ・ 特定車両を停留させる特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。
- ・ 特定車両を停留させる者の負担能力に鑑み、その利用を困難にするおそれのないものであること。
- ・ 特定車両停留施設を利用することができる特定車両と同一の種類車両を同時に 2 両以上停留させる付近の施設で道路の区域外に設置されており、かつ、一般公衆の用に供するものの停留料金に比して著しく均衡を失しないものであること。

なお、事業者は、実施契約締結後、供用開始前までに、特定車両停留施設に係る停留料金の設定について、国に届出を行うこと。

国は、道路法第 48 条の 42 第 1 項に基づき、事業者が届け出た停留料金の額が上記規定に従ったものであるか確認するとともに、上記規定に反すると認められる場合には、国が期間を定めて当該料金の変更を事業者に命じる。

b) その他の利用料金の設定及び收受

事業者は、利便施設の利用、又は運営権設定対象施設の一時的な利用に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認したうえで、自ら自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

(11) 費用負担

本事業の実施にあたり、国の負担を要する場合については、提案時に事業者が提示する提案額をサービス購入料として国が負担することとする。ただし、サービス購入料の提案額については、募集要項等公表時に示す上限額を超えてはならないものとする。

なお、利便増進事業については、事業者が自らの責任と費用負担により実施するものとする。

また、サービス購入料については ECI 事業への設計・施工関与を踏まえ、当初提案価格を上限として実施契約締結時の協議により見直しを行うことがある。

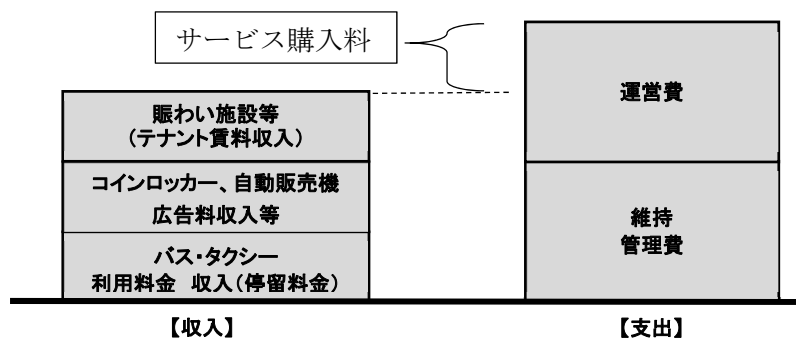


図 サービス購入料の構成のイメージ

(12) 事業者による運営の結果生じる収益等の帰属

各年度の利便施設の運営により得た収入のうち、国と事業者で合意する各年度の目標収入を上回る場合については、当初の事業者提案収入に対し一定の範囲内であれば事業者に帰属、それを超える部分については一定の割合等を定めて国に帰属させるものとする（プロフィットシェア）。また、目標収入を下回る場合についても、一定の範囲内であれば事業者の負担、それを超える部分については一定の割合等を定めて国が負担するものとする（ロスシェア）。これらの範囲については、開業後の運営状況を踏まえ、開業後5年以内に、国と事業者と協議を行い、導入を検討する。詳細は、募集要項等公表時に示す。

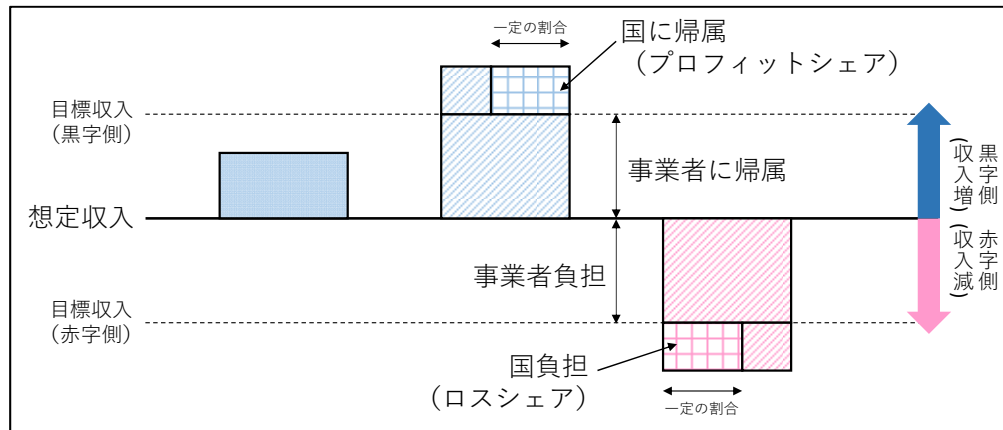


図 プロフィット・ロスシェアリングのイメージ

(13) 特定車両停留施設に停留できる車両の種類（予定）

特定車両停留施設に停留できる車両の種類は以下とする。

- ・一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車（路線バス）
- ・一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（タクシー等）

(14) 更新投資の取扱い

事業者は、運営権設定対象施設について、運営権存続期間中、あらかじめ国との協議が成立することを条件として、自らの責任と費用により、運営権設定対象施設の更新投資をすることができる。ただし、更新投資は、特定車両停留施設としての機能の維持及び向上又は当該施設の利用者の利便の増進に資するものに限る。

なお、更新投資によって修繕され、又は新たに設けられた部分は、

特定車両停留施設との一体性が認められる対象については、投資完了後に国の保有資産とし、運営権設定対象施設に含まれ、運営権の効果及ぶものとする。それ以外の追加投資の対象については、事業者の保有資産とする。

(15) 本事業の実施に関する協定等

国は、PFI法に定める手続に従い本事業を実施するため、次の a)及び b)に掲げる協定等を締結する。

a) 基本協定

国は、事業者との間で、本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、基本協定書（案）は、募集要項公表時に示す予定である。

b) 実施契約

国は、基本協定の定めるところにより、事業者との間で実施契約を締結する予定である。事業者は、当該実施契約に基づいて本事業を実施する。なお、実施契約書（案）は、募集要項公表時に示す予定である。

(16) 事業期間終了時の取扱い

事業期間の経過に伴い本事業が終了する場合の運営権等の主な取扱いは次のとおりとする。

a) 運営権

事業期間終了時に事業者に設定されている運営権は消滅する。

b) 事業者の資産等

事業期間終了時又はそれ以降の国が指定する日において、事業者は、運営権設定対象施設を国又は国の指定する第三者に引き渡さなければならない。

事業者の保有資産については、事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分（第三者への譲渡を含む。）することとする。ただし、国又は国の指定する第三者は、当該資産のうち、必要と認めたものを引き継ぐことができる。引継ぎの詳細については、国又は国の指定する第三者と事業者の協議により定めるものとする。

c) 業務の引継ぎ

国又は国が指定する第三者への業務の引継ぎは原則として運営権存続期間内に行うこととし、事業者は自らの責任により、本事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業者、国又は国が指定する第三者が引継ぎに要した人件費等の費用は、各々負担するものとする。

(17) 関係法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例、規則及び要項等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて、適宜適用するものとする。

なお、関係法令等は全て最新のものを適用すること。

1.2 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 選定基準

国は、本事業を PFI 事業として実施することが効率的かつ効果的であると合理的に認められる場合に、同事業を PFI 法第 7 条に基づき、同法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とする。

(2) 選定結果の公表

国は、本事業を PFI 法第 2 条第 4 項に規定する選定事業とした場合は、その判断の結果を、その評価の内容と併せて、ホームページにおいて速やかに公表する。

また、客観的な評価の結果、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

国は、本事業を特定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者を募集要項等の提示を通じて募集し、透明性及び公平性の確保に配慮した上で特定者を選定するものとする。

2.2 民間事業者の募集及び選定の手順に関する事項

国は、以下の手順により、特定者を選定する。今後のスケジュールについては、8.2.今後のスケジュール（予定）を参照すること。なお、募集要項等公表後のスケジュールは募集要項等において示す。

(1) 有識者等委員会の設置

国は、特定者の選定にあたり、PFI 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、有識者等からなる有識者等委員会（以下「有識者等委員会」という。）を設置し、有識者等委員会から事業者選定基準及び評価内容等についての意見を聞くこととする。

なお、有識者等委員会の構成員は募集要項等公表時に示すこととし、有識者等委員会は非公開とする。

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答の公表

a) 質問・意見の受付

国は、実施方針等に記載の内容についての質問・意見を受け付ける。

b) 受付期間

令和 5 年 6 月 14 日（水）から令和 5 年 6 月 27 日（火）正午まで（必着）。

c) 提出方法

質問・意見を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書・意見書」（様式第 1 号）に必要な事項を記入の上、8.4 に記載の問い合わせ先に E-mail で提出すること（文書形式は Microsoft-Excel とする）。

d) 質問・意見の回答公表

国は、実施方針等に記載の内容に関する質問・意見及び質問・意見に対する回答を、ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。実施方針等の内容に関する質問・意見に対する回答は、すべて公表するものとする。なお、本事業に係る内容以外の質問・意見に関しては回答しない場合がある。公表は令和 5 年 7 月にホームページにおいて行う予定であり、個別の回答は行わないものとする。

(3) 対話の実施

a) 対話の実施

国は、実施方針等に記載の内容について、国と民間事業者が十分な意思疎通を図ることによって、民間事業者が本事業の趣旨、国の要求水準書等の意図を理解することを目的として、国と民間事業者との個別の対話を実施する。

b) 実施日時

令和5年7月13日（木）から令和5年7月14日（金）

c) 申込期間

令和5年6月14日（水）から令和5年6月27日（火）正午まで（必着）

d) 申込方法

対話を希望する民間事業者は、内容を簡潔にまとめ、「個別対話申込書」（様式第2号）に必要な事項を記入の上、8.4に記載の間合わせ先にE-mailで提出すること（文書形式はMicrosoft-Excelとする）。

e) 対話の結果公表

個別対話の内容は、質問者又は意見者の特殊な技術、ノウハウ等に係るもので、当該質問者又は意見者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるものを除き公表する。公表は令和5年7月にホームページにおいて行う予定である。

(4) 募集要項等の公表

国は、特定事業の選定を行った場合は、実施方針等に対する民間事業者からの意見等を踏まえ、募集要項等をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(5) 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

a) 質問の受付

国は、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。
質問の提出方法、時期の詳細は、募集要項等公表時に示す。

b) 回答の公表

国は、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答を、ホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。募集要項等の内容に関する質問に対する回答は、すべて公表するものとする。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

募集要項等の内容に関する質問に対する回答の公表方法等は、募集要項等の公表時に示す。

(6) 提案書等の受付

本事業の応募者に、提案書及び参加資格の確認に必要な書類の提出を求める。

なお、提案書の提出方法、時期、提案に必要な書類、参加資格の確認に必要な書類の詳細等は、募集要項等公表時に示す。

(7) 提案書の審査

提案書の審査では、要求水準の充足が確認された応募者の提案書について、有識者等委員会における審査を行う。有識者等委員会における審査では、事業者選定基準に基づく書類審査に加え、提案内容の確認を踏まえ、審査を行う。

なお、具体的な事業者選定基準は、募集要項等公表時に示す。

(8) 特定者の選定

国は、有識者等委員会の審査を受け、特定者を選定する。

(9) 審査結果の通知

国は、審査の結果を、応募者に通知する。

(10) 審査結果の公表

国は、審査の結果及び審査の評価の過程について、特定者の選定後速やかにホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(11) 基本協定の締結

事業者は、基本協定書（案）に基づき、速やかに国と本事業の円滑な実施及び開業準備に必要な基本的事項を定めた基本協定を締結しなければならない。なお、国は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

(12) SPC の設立等

事業者は、基本協定締結後、実施契約を締結するまでに、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施のみを事業目的とする SPC を設立することを基本とする。

なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。SPC を設立しない応募グループが契約締結までに共同企業体を結成する場合は、協定書を締結するものとする。

ア 直近 3 期が債務超過でないこと。

イ 経常収支が 3 期連続で赤字でないこと。

ウ 応募企業又は応募グループ全ての構成員が本事業の基本協定締結後、毎年公認会計士又は監査能力のある第三者の会計監査を受けた上で、監査済財務書類の写しを提出し、監査報告できること。

(13) 運営権の設定

国は、開業準備の完了後、事業者に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、事業者は、法令に従って運営権の設定登録を行う。

なお、国は、運営権を設定したときは、PFI 法第 19 第条 3 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(14) 実施契約の締結

基本協定に従い、国と事業者は、バスターミナル運営等事業、利便増進事業について包括的かつ詳細に規定する実施契約を締結する。なお、国は、実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。ただし、ECI 事業の設計・施工関与を踏まえた実施契約書（案）の修正について、事業者から申し出があった場合は協議の上で見直しを行うことがある。

なお、国は、実施契約を締結したときは、PFI 法第 15 条第 3 項及び第 22 条第 2 項に定める事項をホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

2.3 応募者の構成及び参加・資格要件に関する事項

(1) 応募者の構成

ア 応募者は、1.1.(6)事業範囲に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

イ 応募者は、応募企業、応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。応募グループにあつては、構成企業から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、構成企業は応募時に様式集及び記載要領に定める委任状を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。

ウ SPC を設立する場合、応募企業又は構成企業は、事業者に出資して事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」と

いう。)すべての割当てを受けるものとする。

- エ SPC を設立する場合、本事業に係る業務は、SPC から応募企業、構成企業又は協力企業（応募グループのうち SPC に出資しない企業）に委託することができ、参加表明書において、応募企業、構成企業及び協力企業の企業名と、それぞれが携わる業務を明記するものとする。
- オ 提案書の提出以降、応募企業、代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、構成企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、国と協議するものとし、国がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又は構成企業が以下に示す参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又は構成企業を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、国に速やかに通知しなければならない。

(2) 応募企業、構成企業に共通の参加資格

- ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- イ PFI 法（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条の規定に該当しない者であること。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- オ 中部地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 10 年 8 月 5 日付け建設省厚契発第 33 号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- カ 令和 4・5・6 年度一般競争（指名競争）入札参加資格（全省庁共通）審査において、「役務の提供等」に登録され、「東海・北陸」地域の競争参加資格を有する者、又は、「バスターミナル若しくは駐車場」の「維持管理実績若しくは運営実績」を有する者であること。
- キ 本事業の選定に関連するアドバイザー業務に関わっている法人又はその子会社及びこれらの者と資本面若しくは人事面等において関連のある者でないこと。
- ク 有識者等委員会の委員が属する法人又は当該法人と資本面若しくは人事面等において関連のある者でないこと。
- ケ 上記キ及びクに定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 各業務に携わる企業に求める要件

a) 維持管理業務に携わる企業

維持管理業務を実施する者は、次のアからエの要件を満たすこと。また、調整マネジメント業務（維持管理）のみを実施する者はこの限りでなく、2.3.(2)応募企業、構成企業に共通の参加資格を満たすこと。

- ア 「バスターミナル若しくは駐車場」の維持管理実績を有する者であること。
- イ 維持管理業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。
- ウ 維持管理業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても上記の要件を満たしていること。

b) 運營業務に携わる企業

運營業務を実施する者は、次のアからウの要件を満たすこと。また、調整マネジメント業務（運營業務）のみを実施する者はこの限りでなく、2.3.(2)応募企業、構成企業に共通の参加資格を満たすこと。

ア 「バスターミナル若しくは駐車場」の運営実績を有する者であること。

イ 運營業務を実施するに当たって必要な資格（許可、登録、認定等）を有すること。

ウ 運營業務を複数の企業が分担して行う場合にあっては、いずれの企業においても上記ア及びイの要件を満たしていること。

c) 利便増進事業に携わる企業

応募者を構成する企業のうち利便増進事業を実施する者は、2.3.(2)応募企業、構成企業に共通の参加資格を満たすこと。

2.4 提出書類の取り扱い

(1) 著作権

提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。国は原則として提出された提案書を審査以外の目的で使用しない。ただし、本事業において国が必要と認める場合は、個人情報等の適正な取扱いをし、国は事業提案書の一部又は全部を無償で使用（公表することを含む。）できるものとする。特定された者以外の提案書は、審査終了後に速やかに裁断処理する。

なお、提出された提案書については返却しない。

(2) 特許権等

提出書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担する。

(3) その他

著作権、特許権等に係るトラブルについては、応募者において処理するものとし、国は一切の責を負わないものとする。

3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

3.1 民間事業者の責任の明確化に関する事項

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業では、民間事業者の自主性と創意工夫が発揮されるように、停留料金等の収受が原則として自由とされていることに鑑み、本事業に係るリスクは、原則、事業者が負担することを基本とする。ただし、国が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、国がリスクを負うものとする。

(2) 想定されるリスクと費用分担

本事業に係る予想されるリスクと当該リスクに対する責任分担は、原則として「別紙 1 リスク分担表」に定めるとおりとし、詳細は、募集要項等公表時に示す。

(3) 要求する性能等

事業者は、募集要項等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、開業準備、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業を行うものとする。なお、本事業において実施する各業務の満たすべき水準その他事項の詳細は、「要求水準書（案）」において示す。

(4) 事業者の責任の履行の確保に関する事項

a) 契約保証金の納付

本契約に係る契約保証金は免除する。

b) 業務の履行の検査

国は、バスターミナル運営等事業について会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 11 第 2 項の規定に基づく検査を行う。国は、上記の検査の結果、運営権設定対象施設が実施契約に定めた条件に適合しない場合は事業者に修補を求め、検査の合格をもってバスターミナル運営等事業のサービス購入料を支払う。

3.2 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

(1) 事業者の保有する運営権の譲渡等

事業者は、国の事前の承認を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について、国との間で締結した一切の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分（SPC を設立する場合）

事業者は、以下 a) の手続きに従って本議決権株式及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達機の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」と総称する。）について、以下 b) の手続きに従って事業者の責により行うものとし、国は原則として関与しないものとする。

a) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②国との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行おうとするときは、国の事前の承認を受ける必要がある。特定者の提案により本議決権株主の株式又は持分を子会社等経由で間接的に有する者が、当該子会社等の株式又は持分を処分する場合には、それに対応して処分を制限する範囲を修正するものとする。

また、事業者は、本議決権株式を本議決権株主以外に対して新規発行する場合には、国の事前の承認を受ける必要がある。

国は、本議決権株式の譲受人が、基本協定に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を、国に対して提出しなければならない。

b) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

3.3 モニタリングに関する事項

事業者が基本協定及び実施契約に定められた事項を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、国によるモニタリングを行う予定である。

要求水準が達成されていないことが判明した場合、国は、事業者に対して改善措置等を求めることができる。

モニタリングの具体的な方法等は、募集要項等公表時に示す。

4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

4.1 本事業の事業場所

本事業の事業場所に関する概要は、下表のとおりである。

表1 バスターミナルの概要

① 事業名称	一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業
② 所在地	三重県四日市市諏訪栄町、浜田町
③ 面積	バスターミナル：約 9,200 m ² 特定車両停留施設区域：約 8,100 m ² 建築面積・延べ面積：約 720 m ²
④ 整備事業区分	道路事業（国道）
⑤ 当施設の位置付け	特定車両停留施設、その他
⑥ 周辺公共事業	近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事（四日市市）
⑦ バース数（予定）	12 バース （バスターミナル西島の 10 バースは主に地域路線バス、バスターミナル東島の 2 バースは主に高速バス等の乗り入れを想定）
⑧ 建物構造	鉄骨造
⑨ 階数、高さ	階数：地上 1 階

4.2 本事業の対象施設

本事業の対象となる主な施設は、以下のとおりとする。

事業者が整備する施設の詳細については、「要求水準書（案）」を参照すること。

表2 本事業の対象施設

施設区分	施設名称	施設詳細	想定建物	
特定車両 停留施設	特定車両用場所	誘導車路 停留場所 その他の特定車両の通行、停留の用に供するもの		
	旅客用 場所	乗降場	乗降場	
		通路	エレベーター（道路区域内）4基 エスカレーター（道路区域内）4基	
		その他	便所 待合室・案内所・チケット販売所 ベンチ 授乳室・パウダーコーナー 公共無線 LAN コインロッカー 運行情報提供設備	⑤ ①③④⑥ — ⑥ ⑥ —
	その他設備	執務室 電気設備（バス管制設備等） 空調設備 衛生設備 放送設備 監視設備 照明灯	③	
	施設特有の機能	防災備蓄倉庫	⑤	
利便施設		飲食・物販施設（店舗）	①②③④⑦	

	自動販売機 自動発券機 電気設備（店舗部分） 空調設備（店舗部分） 衛生設備（店舗部分）	⑥ ③⑥
--	--	---------

表3 本事業の対象外施設

施設区分	施設名称		施設詳細	想定建物
特定車両 停留施設	旅客用 場所	乗降場	バスシェルター	
		通路	デッキ本体及びデッキ上の屋根	
			エレベーター・エスカレーター・階段上の屋根	
	施設特有の機能	屋上緑化		
利便施設			観光案内所（※市又は観光協会が占有しバスターミナル運営等事業とは別で運営する施設）	①

表4 本事業の建物（案）

建物番号	内容	面積
①	デッキ上テラス部 賑わい施設、観光案内（行政運営）	約 40 m ²
②	デッキ上テラス部 屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²
③	チケット販売（有人）、屋内待合、賑わい施設	約 120 m ²
④	屋内待合、賑わい施設	約 110 m ²
⑤	便所、防災備蓄倉庫	約 70 m ²
⑥	チケット販売（無人）、パウダーコーナー、子育て支援機能、コインロッカー、多目的トイレ	約 90 m ²
⑦	ゲートウェイ施設（道路交通情報・地域交流・東海道歴史情報提供等）、賑わい施設	約 180 m ²
合計		約 720 m ²

5. 実施契約等に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

5.1 実施契約等に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項の詳細は、募集要項等に示す。

5.2 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、国及び事業者が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。協議の方法等については、実施契約において定める。

5.3 管轄裁判所の指定

実施契約に関連して発生したすべての紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

6.1 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり基本協定又は実施契約（以下、本項において「実施契約等」という。）を終了するものとする。この場合、事業者は、実施契約等の定めるところにより、国又は国が指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、引継ぎに協力する義務を負うものとし、事業者の資産等については、1.1(14)事業期間終了時の取扱いと同様の取扱いとする。なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については募集要項等公表時に示す。

(1) 国の事由により本事業の継続が困難となった場合

国の帰責事由に基づく債務不履行により本事業の継続が困難となった場合は、事業者は実施契約等を解除できるものとする。この場合、国は実施契約等の定めるところにより、事業者に生じた増加費用を負担する。

(2) 事業者の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが実施契約等に定める要求水準を下回る場合、その他実施契約等に定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はそのおそれが生じた場合は、国は、事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めるものとする。また、事業者が当該期間内に修復することができなかつたときは、国は実施契約等を解除できるものとする。

事業者が倒産し又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、実施契約等に基づく本事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合は、国は実施契約等を解除できるものとする。

上記の規定により、国が実施契約等を解除した場合は、実施契約等の定めるところにより、国は事業者に対して、損害賠償の請求等を行う。

6.2 その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

国及び事業者は、実施契約等に具体的に列挙した事由に対して、実施契約等に定める発生事由ごとの適切な措置を講じる。

7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

7.1 法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによることとする。

なお、国は、現時点では、基本協定及び実施事業に係るこれらの措置等は想定していない。今後、法制や税制の改正により、措置が可能となる場合は、国は検討を行う。

7.2 財政上及び金融上の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、国はこれらの支援を事業者が受けることができるように努める。

7.3 その他の支援に関する事項

国は、事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する。また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合は、国と事業者で協議する。

8. その他特定事業の実施に関し必要な事項

8.1 本事業に関する事項

(1) 使用言語及び通貨

使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。

(2) 応募に伴う費用の負担

提案書類の作成及び提出等に係る費用は応募者の負担とする。

(3) 実施方針の変更

国は実施方針等に関する質問及び意見を踏まえ、実施方針の内容を見直し、変更を行うことがある。変更を行った場合には、特定事業の選定までにホームページにおいて公表する。

また、実施方針に加え、別途資料を公表することがある。追加で資料を公表した場合には、ホームページにおいて公表する。

8.2 今後のスケジュール（予定）

実施方針の公表後、バスターミナル運営等事業開始日に至るまでのスケジュールは概ね表 5 のとおりである。

表 5 今後のスケジュール

スケジュール（予定）	内容
令和 5 年 6 月 14 日	実施方針等の公表
令和 5 年 6 月 27 日	実施方針に関する質問・意見受付及び対話の受付
令和 5 年 7 月頃	対話の実施
令和 5 年 7 月頃	実施方針に関する質問・意見に対する回答及び対話結果の公表
令和 5 年 8 月頃	特定事業の選定の公表
令和 5 年 8 月頃	募集要項等の公表・交付
令和 5 年 9 月頃	募集要項等に関する質問受付
令和 5 年 10 月頃	募集要項等に関する質問に対する回答の公表
令和 5 年 11 月頃	提案書提出期限
令和 5 年 12 月頃	特定者の公表
令和 5 年 12 月頃	基本協定の締結
令和 8 年度（予定）	実施契約の締結

8.3 情報提供

本事業に関する情報提供は、中部地方整備局ホームページを通じて適宜行う。
(https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_bus_uneijigyo/index.htm)

8.4 問合せ先

国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路計画課
〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 1 号（名古屋合同庁舎第 2 号館内）
TEL：052-953-8168 なお、電話での直接問い合わせは受け付けない。
Email：cbr-bstpfi@gxb.mlit.go.jp

■別紙1 リスク分担表

■共通

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		国	事業者	
1 募集要項等	募集要項等の誤り、内容の変更によるもの	○		
2 募集費用	応募費用に関するもの		○	
3 構成企業等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる応募企業又は構成企業その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○	構成企業等の責めに帰す事由は、事業者の責めに帰す事由とみなす。また、構成企業等を当事者又は関係者とする紛争、訴訟等に起因する増加費用又は損害については、事業者が負担する。
4 支払遅延リスク	国の支払いの遅延	○		国は事業者に遅延利息を支払う。
	事業者の国への支払いの遅延		○	事業者は国に遅延利息を支払う。
5 資金調達リスク	本事業の実施に関する費用の事業者の資金調達に関する責任		○	
6 金利変動リスク	基準金利確定の日までの金利変動による資金調達コストの増加	○		実施契約締結後、特定の時期(本施設の引渡より前)に、基準金利を提案時のものから改定し、確定することを予定している。
	基準金利確定の日以降の金利変動による資金調達コストの変動		○	
7 国の関連業務に関するリスク	国が本事業に関連して別途発注する業務において、事業者の帰責事由により、国が使用する第三者(その使用人を含む)に係る損害が生じた場合		○	別途発注する業務は以下を想定している。 ・ECI事業 ・緊急対策業務 等
	国が本事業に関連して別途発注する業務において、上記以外の事由により、国が使用する第三者(その使用人を含む)に係る損害が生じた場合	○		
8 税制変更リスク	消費税又は地方消費税の税率変更による増加費用 本事業に特別に又は典型的に影響を及ぼす税制の変更又は新設による増加費用	○		
	上記以外の税制の変更又は新設による増加費用		○	
9 法令等変更リスク	法令、政策等の変更又は新設(以下「法令等変更」という。)のうち、本事業に特別に又は典型的に適用され、かつ事業者に不当な影響を及ぼす法令等変更による増加費用	○		ただし、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。
	上記以外の法令等変更による増加費用		○	
10 不可抗力リスク	維持管理業務・運営業務における不可抗力により生じる増加費用又は損害(期間変更に伴う費用、本施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。)	○	△	国の負担を基本とし、詳細は国と事業者との協議のうえで復旧等の措置をとる。 また、不可抗力によって本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、運営権存続期間の延長若しくは実施契約上の義務の一時的免責又はその両方の措置をとる。なお、災害応急対策又は復旧に関する維持管理・運営における増加費用及び損害は全て国が負担する。 なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、実施契約を解除できるものとする。
11 要求水準変更リスク	国の指示による要求水準の変更により生じる増加費用	○		なお、国の合理的な指示による要求水準の変更により国が支払う維持管理・運営費用が減少する場合には、減額するものとする。

○: 主負担(リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う)

△: 従負担(リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない、又は限定的に負担を行う)

■別紙1 リスク分担表

■共通(続き)

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		国	事業者	
12 許認可取得遅延リスク	国が実施する許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む)	○		
	事業者の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)		○	
	EI事業の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)	○		
	隣接する市のデッキ建設事業及び駐車場運営会社が所有する地下駐車場の工事等の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)	○		国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	事業者以外で本ターミナルに入居する運営者の帰責事由による許認可の取得・維持に関する責任及び損害(許認可取得の遅延から生じる増加費用を含む。)	○	△	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
13 知的財産権侵害リスク	本事業の実施にあたり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の		○	
14 要求水準の確保に係るリスク	要求水準の達成に疑義が生じた場合の検査のために、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の修補、改善等のために生じた増加費用		○	
15 住民運動に関するリスク	バスターミナル運営等事業の実施自体に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの	○		
16 事業計画の変更リスク	上記以外による住民反対運動・訴訟等に関するもの		○	
	国に起因する事業計画の変更	○		事業計画の変更による内装整備の増加や維持管理費用の増加を含む。
	市に起因する事業計画の変更	○	△	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	事業者に起因する事業計画の変更		○	
17 関連する建設工事に関する増加費用に対するリスク	事業者以外の国・市による本ターミナル入居者が起因する事業計画の変更	○	○	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	国が本事業に関連して別途発注する工事に起因する遅延に伴う増加費用	○		
18 第三者への損害リスク	市が本事業に関連して別途発注する工事に起因する遅延に伴う増加費用	○	△	国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	本事業に起因して、事業者の帰責事由により第三者に及ぼした損害		○	

○: 主負担(リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う)

△: 従負担(リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない、又は限定的に負担を行う)

■別紙1 リスク分担表

■維持管理・運営時(コンセッション)

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		国	事業者	
19	臨機の措置に関するリスク	○	○	維持管理・運営費の範囲において事業者が負担することが明らかに適当でない認められる部分については国が、その他については事業者が負担する。
20	第三者への損害リスク	○		
	国の帰責事由により、維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○		
	事業者以外で国・市による本ターミナル入居者の帰責事由により、維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害(騒音、振動等の理由によるものを含む。次に同じ。)	○		
21	施設の損傷リスク		○	
	上記以外により、維持管理業務・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害		○	
	国の帰責事由による本施設の損傷を復旧するための費用	○		
	事業者の帰責事由による本施設の損傷を復旧するための費用		○	契約不適合認定された場合は、契約不適合リスクとなる。
22	施設の改修リスク			
	国の事由による施設改修の発生	○		ただし、本事業の条件として提示したものは除く。
	A工事に起因する施設改修の発生	○		国と事業者で協議のうえ、当事者等との協議に基づき対応する。
	事業者以外で国・市による本ターミナル入居者の事由による施設改修の発生	○		
23	維持管理業務・運営業務の開始遅延・中止・中断リスク			
	上記以外により、維持管理業務・運営業務開始以降における施設改修の発生		○	
	国の帰責事由による維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○		国は事業者に生じた増加費用を負担する。(ECI事業が遅延し、事業者が施設の引き渡しを受けられず、維持管理・運営業務を開始できない場合)
	事業者の帰責事由による維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害		○	
	A工事に起因する維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○		
	事業者以外で国・市による本ターミナル入居者の帰責事由による維持管理業務・運営業務の全部又は一部の開始遅延、中止又は中断による損害	○		

○:主負担(リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う)

△:従負担(リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない、又は限定的に負担を行う)

■別紙1 リスク分担表

■維持管理・運営時(コンセッション)(続き)

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考	
		国	事業者		
24	物価上昇リスク	維持管理・運営中の賃金水準又は物価水準の上昇	△	○	
25	需要変動リスク	バスターミナル運営等事業に係る需要変動	△	○	事業者負担を基本とするが、著しい変動により、本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は実施契約上の義務の一次的免責又はその両方の措置をとる。
		利便増進事業に係る需要変動	△	○	事業者負担を基本とするが、市のデッキ事業により、本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は実施契約上の義務の一次的免責の措置をとる。
26	技術進歩リスク	著しい技術進歩により、バスターミナルの維持管理業務・運營業務の内容等が変更される場合の費用増大	△	○	
27	競合施設設置リスク	近隣バスターミナル設置により本事業の一部又は全部を実施することができない場合の損害	△	○	事業者負担を基本とするが、バスターミナルの新規設置により、本事業の一部又は全部を実施することができなかった場合、国は、運営権存続期間の延長若しくは実施契約上の義務の一次的免責又はその両方の措置をとる。(ただし、中央通り再編基本計画に位置づけられた市民公園南側の観光・路線バスパースは除く)

○: 主負担(リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う)

△: 従負担(リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない、又は限定的に負担を行う)

■別紙1 リスク分担表

■契約終了・解除時(共通)

リスク分類・種類	リスクの内容	負担者		備考
		国	事業者・事業者	
28	原状回復リスク		○	事業者の所有資産について、第三者への引継ぎを認めるものを除く。
29	移行期間保全リスク		○	
30	契約解除リスク	○		
	国の帰責事由による契約解除		○	事業者は国に違約金を支払う。
	事業者の帰責事由による契約解除	○		
	事業者以外で国・市による本ターミナル入居者の事由による契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。(履行済業務の清算のみして、双方損害を請求しないことも考えられる)
	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。(履行済業務の清算のみして、双方損害を請求しないことも考えられる)
	法令等変更起因する契約解除	○	○	国及び事業者は応分に増加費用又は損害を負担する。(履行済業務の清算のみして、双方損害を請求しないことも考えられる)

○: 主負担(リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う)

△: 従負担(リスクが顕在化した場合の負担が主負担に比べて少ない、又は限定的に負担を行う)